特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	健康診査・がん検診等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
弘前市は、健康診査・がん検診等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
弘前市長

公表日
令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康診査・がん検診等に関する事務
②事務の概要	健康増進法（平成十四年法律第百三号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）等による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 （対象となる検診（一次及び精密）の種類） ・胃がん（バリウム、内視鏡）検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、結核検診、胃がんリスク検診、中学生ピロリ菌検査 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者向けに、広報等を利用して受診勧奨。ただし、一部の検診については受診対象者に受診券や個別通知を個別に送付。 ②医療機関で実施した各検診（一次、精密）について、送付される検診結果通知書の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、未受診者に対し受診勧奨を行う。 番号法第19条8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条に基づいて、弘前市はがん検診等に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	○健康管理システム（健診・検診管理） ○中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名システム） ○中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
健診・検診管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表第111の項 健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条139	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所　企画部　法務文書課　法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL　0172-40-0205 FAX　0172-35-7956

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所　健康こども部　健康増進課　成人保健・がん対策係 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL　0172-37-3750 FAX　0172-37-7749

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 ・いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 対象人数 ・いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 （対象となる検診（一次及び精密）の種類） ・胃がん（バリウム、内視鏡）検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者向けに、広報等を利用して受診勧奨。ただし、一部の検診については受診対象者に受診券や個別通知を個別に送付。 ②医療機関で実施した各検診（一次、精密）について、送付される検診結果通知書の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、未受診者に対し受診勧奨を行う。 番号法の別表第二に基づいて、弘前市はがん検診等に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	健康増進法（平成十四年法律第百三号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）等による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 （対象となる検診（一次及び精密）の種類） ・胃がん（バリウム、内視鏡）検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、結核検診、胃がんリスク検診、中学生ピロリ菌検査 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者向けに、広報等を利用して受診勧奨。ただし、一部の検診については受診対象者に受診券や個別通知を個別に送付。 ②医療機関で実施した各検診（一次、精密）について、送付される検診結果通知書の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、未受診者に対し受診勧奨を行う。 番号法第19条8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条に基づいて、弘前市はがん検診等に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表第一の76の項 健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	○番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表第111の項 健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号及び番号法別表第一の76の項	○番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条139	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 ・いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 対象人数 ・いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	（新規追加）	[○]人手を介在させる作業はない	事後	
令和6年11月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	（新規追加）	[○]全項目評価または重点項目評価を実施する	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 ・いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 対象人数 ・いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅳ リスク対策 5 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	